

胎内市長

井畑明彦様

胎内市農業振興の発展及び農地等利用
最適化の推進施策に関する意見書

令和5年2月1日

胎内市農業委員会

胎内市農業の振興・発展及び農地等利用

最適化の推進施策に関する意見書

日頃より、本市の農業の振興・発展に対し、ご尽力されていますことに敬意を表しますとともに、農業委員会活動についても、格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

本農業委員会は、コロナ禍にあっても農地の集積・集約化や遊休農地対策など、農地利用の最適化への取組を積極的に推進しているところであります。また、農業経営基盤強化促進法等の改正や農業委員会活動の見直しが行われ、農業委員会の取組は大きな転換期を迎えております。

一方で、本市においても農業従事者の高齢化や担い手不足、鳥獣被害、耕作放棄地の増加に加え、自然災害による農地や農業用施設への被害など、農業・農村を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

つきましては、今後の本市農業の振興・発展に向けて、農業者支援の更なる充実、併せて農地利用の最適化の推進を効率的に実施するために、特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定に基づき、ここに意見書を提出します。

令和 5 年 2 月 1 日

胎内市農業委員会

会 長 松 村 孝 市

意見書

1. 農業政策について

(1) 地域計画の策定について

農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが法定化され、市町村が関係団体と協議し地域計画の策定を行うこととなった。

地域計画の策定は令和5年4月から令和7年3月末までとなり、農業委員会は目標地図の素案作成を行うなど重要な役割となる事から、策定に向けた準備を円滑に行うこと。

地域計画の策定に向けた協議の場では、農業上の利用が行われる農用地等の区域の設定が協議事項として議論されることとなり、その区域の設定には、農業上の利用が行われる区域（農業経営基盤強化促進法）と、保全等を進める地域（農山漁村活性化法）に区分される。

保全等を進める地域は、遊休農地化するなど再生不能な農地も含まれると想定されるが、このような地域をどう活用していくか、将来のビジョンを示した議論となるよう検討すること。

(2) 農地の集約について

米価の下落や資材の高騰などにより、生産コストの低減が急務となっている。作業の省力化・効率化を進めるため、地域の話し合い等を通じて農地の集約が図られるよう推進すること。

(3) 市民団体との意見交換について

地域の環境や農業・農村が有する多面的機能に関して、農業者団体と市民団体が相互に理解を深め、その必要性等について意見交換ができるよう交流の機会を検討すること。

2. 担い手等の確保・育成について

(1) 新規就農者・後継者等に対する支援について

本市においても後継者不足が深刻な課題となっている。関係機関が情報共有を図り、制度等を有効活用して新規就農者の確保に努めるとともに、地域の中心経営体等の後継者育成に対する支援を行い、積極的に担い手の確保・育成に取り組むこと。

(2) 食農教育の充実について

食農教育は、食育と食を支えている農業に関する知識や体験などを含む教育のことである。子ども達への食や農業、自然環境等に対する理解を深め農業への関心を高めるため、地産地消や農業体験学習など、食農教育の充実を図ること。

3. 遊休農地対策について

農業者の高齢化や後継者不足など、遊休農地化は様々な要因により発生している。遊休農地対策に活用できる多面的機能支払交付金の推進と併せ、関係機関による遊休農地化のおそれがある農地情報の共有や管理体制の整備、相続等による相談窓口の設置、地域で一体的に遊休農地を解消する制度の導入など、遊休農地の発生防止と解消に繋がる仕組みを検討すること。

4. 鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策は継続して実施されているが、野生鳥獣による農作物への被害は今なお深刻な影響を与えており、農業者にとって大きな負担となっている。今後も継続して被害対策を講じるとともに、ICTの積極的な活用や人材育成など、効果的な防止対策に取り組むこと。

5. 園芸振興について

水田農業の高収益作物への転換など園芸作物の導入が推進されている。今後も園芸導入・拡大への取組に対しての支援を継続するとともに、農業者の安定した所得確保のため、加工用・業務用作物の産地化と、これらを活用する食品加工会社の誘致を進めること。

6. 自然災害への対応について

(1) 農地・農業用施設の災害復旧について

令和4年8月豪雨により多くの農地や農業用施設が甚大な被害を受けた。被災した農地や農業用施設の早期復旧のため、関係機関が連携して対応すること。

また、今後も自然災害による農業への甚大な被害が懸念されている。浸水想定区域を中心に河川改修の整備を促進すること。

(2) 開発行為への指導について

農地を転用し開発行為を行う際は、雨水の用排水路への急激な流入や周辺農地の浸水防止などの対策を図るよう指導すること。